

役員及び評議員等の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人日立市民文化事業団（以下「この法人」という。）の定款第14条、第31条及び第32条第6項に基づき、役員、評議員、顧問及び相談役の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）の規程に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、この法人に週3日以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 常勤役員に職務執行の対価として、年4,200,000円を上限に報酬を支給する。

2 6月1日、12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員には、賞与を支給する。これらの日前1箇月以内に離職した常勤役員についても同様とする。

3 常勤役員の退職に当たっては、退職手当を支給することができる。

(定例報酬の額の決定)

第4条 常勤役員の報酬月額とは別表の常勤役員報酬月額表のとおりとし、各々の常勤役員の報酬月額は、別に定める常勤役員報酬基準に基づき理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。

(定例報酬の支給)

第5条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、その月額を支給する。ただ

し、法律又は規則等に別段の定めがある場合及び次の各号に掲げるものについては、

その相当額を報酬の中から控除することができる。

- (1) 政府管掌の社会保険料
- (2) 所得税
- (3) その他、理事長が認めたもの

- 2 報酬の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が休日、土曜日、日曜日又は勤務先が休館日にあたるときは、それぞれの日の前日に繰上げるものとする。この場合において繰上げられた日が休日等にあたるときは、順次繰上げる。

(賞与の額の決定)

第6条 賞与の額は、それぞれ基準日現在（退職し、または死亡した常勤役員にあつてはその日現在）において、その常勤役員の報酬月額に次表に掲げる区分に応ずる割合と期間率（小数点以下第3位まで算出、第3位を切り上げ第2位で止めた数値）を乗じて得た額とする。

基準日	割合	期間率
6月1日	100分の122.5	基準日前6月以内の在職月数×6分の1
12月1日	100分の137.5	基準日前6月以内の在職月数×6分の1

(退職手当)

第7条 退職手当は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

- 2 退職手当は、その常勤役員の報酬月額の1,000分の85相当額を別に定める安全有利な預貯金として毎月積立てることができる。
- 3 退職手当の額は、積立金及びその利息分相当額との合計額とする。
- 4 役員退職手当の規程のうち、この規程に定めのない事項については理事長が理事会の承認を得て別に定める。

(費用)

第8条 役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤の役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は公益財団法人日立市民文化事業団職員の給与に関する規則別表に準ずる。
- 3 役員等が出張した場合は、公益財団法人日立市民文化事業団職員旅費規則に準ずる。

公益財団法人日立市民文化事業団役員及び評議員等の報酬等並びに費用に関する規程

る。

(公 表)

第9条 この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 正)

第10条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補 足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

(別表) 常勤役員報酬月額表

号	月 額 (円)	号	月 額 (円)	号	月 額 (円)
1	140,000	6	190,000	11	240,000
2	150,000	7	200,000	12	250,000
3	160,000	8	210,000	13	260,000
4	170,000	9	220,000	14	270,000
5	180,000	10	230,000	15	280,000